

第37回 東京弁護士会人権賞 受賞

一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 (LGBT 法連合会)

代表理事 原 ミナ汰さん

LGBT への差別禁止や同性婚に関する法整備の議論が活発となり、本年の G7 議長国である我国が今後どのような対応をしていくのか世界も注目しています。当会人権賞を受賞された LGBT 法連合会の原ミナ汰代表理事に、基本的なことから、既存の制度、最近の判例、今後の課題、弁護士へ望むことなどについて伺いました。

聞き手・構成：中村 千之

プロフィール◆ 2015 年設立。性的指向および性自認に関わる当事者・支援者・専門家の団体 97 団体からなる日本最大の全国連合会として、困難を抱えている当事者等に対する法整備を目的とした事業を実施してきた。その活動は、当事者が抱える困難の実態を可視化した「困難リスト」の作成、地域会議の開催による当事者・支援者・専門家とのネットワークの構築、経済団体・労働団体との連携による職場における差別禁止の提言や国際団体との協働による署名キャンペーンの展開、LGBT 差別禁止法試案の発表・提案など、多岐に及んでいる。



——「LGBT法連合会」は略称であり、法人の正式名称は、「一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会」です。長い名称が印象的ですが、その経緯をお聞かせください。

通帳とかを作るときに困るんですね、これだけ長いとね（笑）。

もう少し端的に目指すものを、パシッと名前にしてもいいのではとか、短く LGBT を使ってもいいんじゃないかという意見もありました。

ただ、実際、人は千差万別で、L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシャル）、T（トランスジェンダー）というカテゴリーのどれにも当てはまらないという多様性があるわけです。そうすると、私たちが目指すものを明示するのに、性的指向（sexual orientation）・性自認（gender identity）の観点からの説明が必要になります。また、社会的な困難を抱えていることを理解いただくことも必要ですし、活動内容である「法整備」も入れたくて、このように長い名前となりました。

おそらく一般社会の理解が深まってくると、この名称もどんどん短くなったとしても通用するようになるでしょうね。

—— 性的指向（sexual orientation）・性自認（gender identity）は、頭文字から SOGI と呼ばれますが、性的

指向とは、男性／女性のいずれを性や恋愛の対象として考えるか、性自認（gender identity）とは、自分が男性／女性のいずれであると認識しているのか、という理解でよいでしょうか？

そういった考え方が中心的ですが、実際は、その性的指向や性自認の度合いや強弱はさまざまです。性的指向が特にない、性的指向をほとんど感じない、という人もいます。ジェンダーアイデンティティーについても、かつては自分は女性だ、男性だ、と感ずることは自明であると思われていましたが、実はそこにも濃淡があったり、「自分は、二つのどちらか一方には収まらない、どこかその中間にいるんだ」と感ずる人もいます。

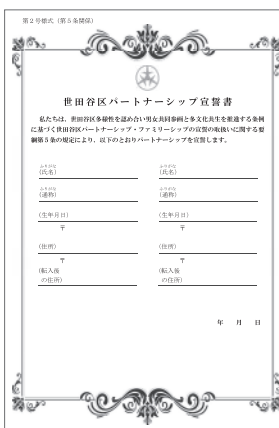
—— LGBT 法連合会が編集された『「LGBT」差別禁止の法制度って何だろう?』という本（以下「この本」といいます）を読ませていただきました。これはどのような経緯で作成されたのでしょうか？

性的指向・性自認に関する本の代表的なものに手記や個人史があります。個人の生きてきた道のりを振り返って、自分がどういうふうに関に適應できなくて、どう悩んだとか、どういうところで否定されたか、差別されたか、もう死のうと思ったとか、そこをどう乗り越えて今こういう形で生きているのかという、パーソナル・ナラティブのことです。

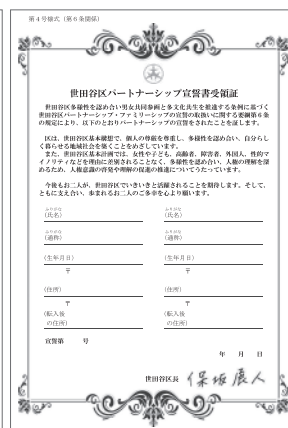
私たちは、それを踏まえた次のステップとして、SOGIに関連した困難に直面している人たちが相談できる制度や、法的保護が得られるよう、現状の改善につなげるための本を考えました。かつては、そういう者を受け入れる制度は全く必要ないと切り捨てられてきたのですが、そこを乗り越えるための本であり、試みです。



渋谷区「パートナーシップ証明書」



世田谷区「パートナーシップ宣誓書」(左)、「パートナーシップ宣誓書受領証」(右)



—— この本の巻末に、「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第2版）」があり、(a)子ども・教育、(b)就労、(c)カップル・養育・死別・相続、(d)高齢、(e)医療、(f)公共サービス・社会保障、(g)民間サービス・メディア、(h)刑事手続、(i)その他、といった各場面に分類して、直面する困難が端的に記載されています。このリストは、どのような経緯で作成されたのでしょうか？

自分もそうですが、LGBTQはさまざまな困難に直面しても、誰も助けてくれないという状態が長く続いたんですね。どうしたら、周囲から援助が受けられるのかと考えたとき、さまざまな方々にわたしが直面する困難を広く理解していただくことが重要だと考えました。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の制定時にも、自分の身元を明かすと加害者から追跡されてしまうので身分を明かせない被害当事者がほとんどのなかで、どうやってDV防止法の法整備につなげたかを伺ったところ、困難のリストを作ることが役立ったことを知り、私たちも、困難リストをまとめようと考えました。

もう一つ参考になったのは、国連のUPR*1です。

審査の中には、性的指向や性自認を含めたさまざまな困難事例が出てきますが、それがさまざまなジャンルに分けられて、きちんと分類されているんですね。私たちが直面する困難を、いっぺんに伝えるってとても難しいので、そういった分類なども参考にして、よりわかり易い形で私たちの直面する困難を伝えようと思いました。

—— 渋谷区の「パートナーシップ証明書」/世田谷区の「パートナーシップ宣誓書」「パートナーシップ宣誓書受領証」があります。「法的効力がない」ということですが、この点は、どのようにお考えでしょうか？

確かに、社会保障、税制上の優遇など、結婚すれば国から当然付与される権利は何も得られません。それでも、証明を出せば結婚に準じた扱いをする職場は徐々に増えていきますし、一方が病気をかかえていたりして、「待ちに待っていた」、「何かしらの証（あかし）が必要だ」と考えていた人たちにとっては、朗報です。一方、法律上の婚姻のような法的効力がないことで、逆に、若い世代の人たちにとっては、「よりパートナーシップを結びやすい」という受け止め方もあるようです。

もう一つの副産物として、自治体が導入したことで、それまで悩みに悩んでいた親御さんが我が子を受け入れやすくなったとも聞くので、地域の啓発効果は大きいですね。一度は「もうあなたなんか知らない」とか、「死ねばいいい」なんて言っていた親が、「本当にあなたたちの時代が来たね」と温かい言葉をかけたり、「自治体がこんなことをしてくれるんだ」という、うれしい驚きもあったようです。ほかにも、裁判判決のなかで、社会が着実に変化していることの証として、全国の導入状況が考慮されたり、この制度導入が自治体の条例改正を後押しするなど、地域の暮らしやすさは確実に改善に向かっていきます。他方、「パートナーシップ証明を見せたら、却って差別された」などの問題を解決するには、「差別をしてはいけない」と明示する法律が必要になりますね。

* 1：国連加盟国における人権状況を審査する制度、詳しくは外務省ウェブサイト [UPR（普遍的・定期的レビュー）の概要](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html

—— 令和4年11月30日 東京地方裁判所は、原告らの請求は棄却したものの、「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にあるということが出来る。しかしながら、そのような法制度を構築する方法については多様なものが想定され、それは立法裁量に委ねられており、必ずしも本件諸規定が定める現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含める方法に限られない（現行の婚姻制度とは一部異なる制度を同性間の人的結合関係へ適用する制度とする方法や、同性間でも利用可能な婚姻に類する制度を別途構築する方法を採ること等も可能である。）ことからすれば、同性間の婚姻を認めていない本件諸規定が憲法24条2項に違反すると断ずることはできない。」旨の判断を示しました。この判決については、どのようにお考えですか？

（裁判は）札幌、大阪、東京という順番で判決が出ていますけれども、それぞれ温度差がありますね。今回の令和4年11月末の判決に関しては、札幌の判決*2と照射する角度は違うけれども、憲法違反の状態にあり、不利益があるんだということをはっきりと書いてくれているところは大きな後押しだと思います。

ただし、違憲と断ずることはできない、という判決結果に、個人的には満足できませんし、控訴審で、裁判所にはしっかりとした判断をしてもらいたいです。

—— この本の中で、原さんは、「家族的つながりの再生」を今後の課題の一つにあげられていますが、これはどのようなことでしょうか？

例えば、子どもが家族でいろいろ期待されて育ってきて、いい子だね、優秀だね、将来は〇〇になってほしい、と親は望むわけですが、カミングアウトがその期待を壊してしまう結果になったりする。そうすると、それを壊したくないから親にも言えない。親に自分のことを言えないままだと、子どもは、最後のセーフティネットも使えなかったりします。そのうえ、「カミングアウトすることで家族を壊しているんだ」と、世の中は本人たちを非難するわけです。

でも、本来はそうではなくて、「育て方が悪かったのかもしれない」、「もともと欠陥があるのかもしれない」、「こういう子は否定しなきゃだめなんだ」などと頭から否定する差別的な社会通念が、家族間のつながりに亀裂を入れているわけです。

もう何十年も親に会っていないという人もたくさんいるなかで、そこは何とか救済していかなければならない。その社会通念をひっくり返すことができれば、我が子をそのまま受け入れ、家族のつながりも再生されると思っています。

—— 今後の活動の展望や弁護士に対する期待などがあればお聞かせください。

日本は本年G7の議長国です。G7を契機に、ぜひ日本政府に、「とにかくLGBTへの差別をしてはならないんだ」ということを、きちんと書いた法律を通してもらいたいです。社会保障をはじめ、対等な市民として、社会的に公正な取り扱いを保障していただきたいです。私たちも、十分に社会貢献をする意欲満々です。

弁護士の皆さんに期待したいのは、私どもがアライと呼んでいる支援者、味方になっていただくことです。いざというときに味方をするよ、という先鋒になっていただけるアライはやっぱり弁護士の皆さんだと思うんです。司法関係の方々は、その大変さとか不当性とかを、よく分かっていると思うんです。

ただ、相談現場でよく起きることですが、差別をそれぞれ、地方公共団体のパートナー証明制度等を利用できないとか、挨拶状も出せないカップルもいるなかで、「本当にあなたたちはカップルなの？」みたいなことを疑われると本人たちはすごく傷つくんですね。事実婚の存否は社会通念によって決まるということですが、同性間で事実婚だといえるためにはどのような事実の立証が必要なのかなどについて、今後も弁護士の方々と意見交換しながら詰めていきたいです。

—— 本日は、お忙しい中、インタビューの時間をとっていただきありがとうございます。

ありがとうございました。

*2：令和3年3月17日 札幌地裁判決：原告らの請求は棄却されたものの、判決理由中において、「異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを受容する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱い、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。したがって、本件規定は、上記の限度で憲法14条1項に違反すると認めるのが相当である。」と示した。